



INTERNATIONAL BAR ASSOCIATION the global voice of the legal profession

ニュースリリース

[リリース配信: 2014年10月15日]

国際法曹協会が笹川陽平に「法の支配賞」を授与



本日、国際法曹協会（IBA）は日本財団会長、WHOハンセン病制圧特別大使、日本国ハンセン病人権啓発大使である笹川陽平氏に法の支配賞を授与することに決定した。笹川氏には、10月23日（木）に東京で開かれるIBAの年次総会で賞が授与される。

法の支配賞は、国際司法や人権、法の支配に類まれな貢献をした個人に対して送られる。IBA会長のマイケル・レイノルズは「笹川陽平氏は人々の人生をより良くするために身を捧げた、類まれな人物の一人である。彼の生涯にわたるハンセン病制圧活動への支援と、患者・回復者の人権擁護へのコミットメントは、私たちも見習うべき手本となるものである。この笹川氏の崇高な目的をIBAは全面的に支持し、私の前任者である川村明氏を通じてハンセン病患者・回復者に対する差別と偏見をなくすための啓発イベント『グローバルアピール』で日本財団とパートナーになれたことを誇りに思う。この受賞により、笹川氏の世界正義への献身を称賛し顕彰することができるのは、非常に光栄なことである。」としている。

受賞にあたり、笹川氏は、「素晴らしい賞をいただき光栄である。IBAが2013年のGlobal Appealに賛同してくださったことの意義は、強調してもし過ぎることではない。このことは、時代遅れの差別的な法律によって苦しんできたハンセン病患者・回復者に大きな勇気を与えた。これからも私たちがともに、すべての人が平等に生きられる社会の実現に向けて一緒に取り組んでいきたい」とコメントしている。

笹川氏は、約40年もの間、WHO、政府、国際機関、非営利機関と密に協力し、ハンセン病制圧や

多くの患者・回復者が直面している差別と人権侵害をなくすために世界的に活動している。彼のコミットメントの代表例は、1995年から5年間、日本財団としてハンセン病の治療薬（MDT）を全てのハンセン病患者に無料配布することを決定したことである。（注）

2001年に笹川氏はWHOハンセン病制圧特別大使に任命された後も、自身がライフワークと称する海外でのハンセン病制圧活動に年の3分の1を費やしてきた。2003年からは、国連の人権機関に行動をとるよう、繰り返し要請を続け、その結果、2007年に日本国政府ハンセン病人権啓発大使に任命された。

その後、笹川氏の要請を受けた日本政府は、改組された国連人権理事会に「ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別撤廃」の決議案を提出した。この決議は59カ国が共同提案国となり、2008年6月18日、全会一致で採択された。そして、笹川氏と協力の下、国連人権理事会諮問委員会が差別を撤廃するための「原則とガイドライン」をとりまとめ、2010年9月、人権理事会にて、決議とそれに付随する「原則とガイドライン」が全会一致で決議された。

IBAの常務理事であるマーク・エリスは、「1994年に、笹川氏が1995年からの5年間、世界のハンセン病制圧活動を加速させるためにMDTを配布すると決断したことは、彼が鋭い先見の明を持っていることの表れである。日本財団が多くの資金を投じた対策、彼が実際に会うこともない莫大な数の人々の生活を向上させるために費やすエネルギーは称賛に値する。2008年に「ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別撤廃」の決議が全会一致で採択された際、前向きで、意義深く、永く続く変化が起こるとの確かな信念が私たちに示されたと言えます。決議の採択は世界人権宣言が発表されてから60年目の記念の年でもあり、改めて人権宣言の原則と、人類全てに対して尊敬の念と尊厳があることを、人々が想起するものである。笹川氏はこれらの価値を身をもってあらわしており、それがIBAの法の支配賞を受けるに値する理由である」と話している。

編集者への注記：

(1)過去の受賞者

宋相現（ソン・サンヒュン）／国際刑事裁判所長（2012年6月）
モーガン・ツァングライ／ジンバブエ首相代行（2009年10月）
アリエフ・ネイヤー／オープン・ソサエティー財団名誉理事長（2006年2月）
サンディ・アレンバート／元アメリカ法曹協会会長（2006年2月）
セオドア・メロン／旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷裁判長（2005年2月）
タウンダ・ムタサ／オープン・ソサエティー財団 人権及び民主主義構築プログラム・オフィサー（2004年10月）
クリスチャン・アルンド／国際司法支援協会事務局長（2004年3月）
ステン・ヘックシャー／スウェーデン国家警察署長（2004年3月）
スウェーデン外務省（2004年3月）
スウェーデン国際開発協力庁（2004年3月）

(2)2000年より、MDTはノバルティスとノバルティス財団より無料で提供されている。

(3)2013年1月、IBAと日本財団は「グローバルアピール 2013～ハンセン病に対するスティグマと差別をなくすために」を共同で発表している。詳しくは[こちら](#)

(4)IBA年次総会は、世界各地から法律専門家が一堂に会する催事である。本年度の総会は2014年19日～24日の間、東京の東京国際フォーラムにて開催される

(5)報道記者の方の本年次総会への参加登録および取材申し込みについてはこちらへメールでご連絡ください。

romana.daniel@int-bar.org

(6)1947年に設立されたIBAは、国際的な法律専門家、法曹協会、弁護士会などを会員とする世界最大の法曹団体です。会員である個人弁護士や法律事務所、法曹協会や弁護士会を通じ、IBA

は国際法の改革の進展に大きな影響を与え、世界全体の法曹界の将来を方向づける活動を展開しています。

IBA の事務局本部はロンドンにあります。各地域の代表事務所は、サンパウロ（ブラジル）、ソウル（韓国）、ワシントン DC（米国）に置かれ、IBA の国際刑事裁判所プログラムはハーグの事務所で管理・運営されています。

IBA の人権評議会は、法の公正な支配の下に人権を保持することを目的とする活動を行っています。さらに詳しい詳細については下記にお問い合わせください。

Romana St. Matthew - Daniel

Press Office

International Bar Association

携帯電話: +44 (0)7940 731 915

Email: romana.daniel@int-bar.org

ウェブサイト: www.ibanet.org